

つくばみらい市農地耕作条件改善事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市農地耕作条件改善事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市農地耕作条件改善事業補助金交付要綱（平成 30 年つくばみらい市告示第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「補助金単価」を「補助単価」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 6 項を第 3 項とし、第 7 項を第 4 項とする。

第 5 条第 2 項中「前条ただし書き」を「前条第 2 項ただし書」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

番号	工種名	内容	条件	表土	補助単価
					全て自力施工
1	区画拡大	水路の変更を伴わないもの	高低差 10 cm 超	有	18.0 万円/10a
			高低差 10 cm 以下	有	17.0 万円/10a
			高低差 10 cm 以下	無	5.0 万円/10a
			畦畔撤去のみ	無	3.5 万円/100m
			緩傾斜化	無	7.0 万円/10a
2	区画拡大	水路の変更を伴	高低差 10 cm 超	有	29.5 万円/

		うもの			10a	
			高低差10cm以下	有	28.5万円/10a	
			高低差10cm以下	無	16.5万円/10a	
3	暗渠排水(φ50~60)	バックホウ工法	—	有	13.5万円/10a	
			—	無	12.0万円/10a	
		トレンチャ工法	—	—	8.5万円/10a	
		掘削同時埋設工法	—	—	7.5万円/10a	
		加算額	地下かんがい導入の場合	—	—	+3.0万円/10aを加算
			全延長の管径が65mm以上の場合	—	—	+2.0万円/10aを加算
4	湧水処理(φ50~60)	バックホウ	—	有	14.0万円/100m	
			—	無	12.5万円/100m	
		加算額	全延長の管径が65mm以上の場合	—	—	+2.0万円/100mを加算
5	末端畑地かんがい施設	散水設備(樹園地)	—	—	20.5万円/10a	
		散水設備(普通畑)	—	—	13.0万円/10a	
		ほ場外からの接続管	—	—	4.5万円/10m	

		給水栓設置のみ	—	—	1.5万円/箇所	
6	土層改良	反転耕	—	—	20.5万円/10a	
		混層耕	—	—	1.5万円/10a	
		堆肥施用	—	—	1.5万円/10a	
		明渠排水	—	—	1.0万円/10m	
		客土	—	—	17.5万円/10a	
		除礫	—	—	16.0万円/10a	
7	更新整備	用水路	—	—	8.5万円/10m	
		排水路	—	—	16.0万円/10m	
		農作業道	—	—	8.0万円/10m	
		畦畔	—	—	9.5万円/10m	
		畦畔（加算額）	幅広畦畔の場合	—	—	+4.5万円/100mを加算
			購入土が必要な場合	—	—	+2.5万円/100mを加算
			幅広畦畔+購入土が必要な場合	—	—	+4.0万円/100mを加算
			防草シートを設置する場合	—	—	+11.0万円/100mを加算
		排水口	—	—	3.0万円/箇所	

					所
8	畑作転換工	額縁排水工	—	—	1.0万円/10a
		酸度調整	—	—	0.5万円/10a
9	水田貯留機能向上	—	—	—	300.0万円/年度

特記事項

- 補助額は、番号1～6にあつては受益面積のうち1a未満、又は施工延長のうち10m未満を一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。
- 番号7にあつては、施工延長のうち10m未満を切り捨てて算出するものとする。
- 耕地復旧を行わない場合には、番号1及び2にあつては受益面積10a当たり2.5万円（施工延長100m当たり1.0万円）を減算。番号3にあつては、受益面積10a当たり1.5万円を減算。番号4にあつては、施工延長100m当たり1.0万円を減算。
- 番号3に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10m以上となる場合には、次の式により受益面積（A）を割り引いて補助額を算出するものとする。
補助額=A×10/L×補助単価
- 番号9にあつては、水田貯留機能向上に関する調査・調整活動

別表第2（第3条関係）

番号	工種名	内容	条件	表土	補助単価
					全て自力施工
1	区画拡大	水路の変更を伴わないもの	高低差10cm超	有	21.5万円/10a
			高低差10cm以下	有	20.0万円/10a
			高低差10cm以下	無	6.0万円/10a
			畦畔撤去のみ	無	4.0万円/100m

			緩傾斜化	無	8.0万円/10a	
2	区画拡大	水路の変更を伴うもの	高低差10cm超	有	35.0万円/10a	
			高低差10cm以下	有	34.0万円/10a	
			高低差10cm以下	無	19.5万円/10a	
3	暗渠排水(φ50~60)	バックホウ工法	—	有	16.0万円/10a	
			—	無	14.0万円/10a	
		トレンチャ工法	—	—	10.0万円/10a	
		掘削同時埋設工法	—	—	9.0万円/10a	
		加算額	地下かんがい導入の場合	—	—	+3.0万円/10aを加算
			全延長の管径が65mm以上の場合	—	—	+2.0万円/10aを加算
外注(有償)により実施設計を行う場合	—		—	+1.5万円/10aを加算		
4	湧水処理(φ50~60)	バックホウ	—	有	16.5万円/100m	
			—	無	15.0万円/100m	
		加算額	全延長の管径が65mm以上の場合	—	—	+2.0万円/100mを加算

5	末端畑地かんがい施設	散水設備（樹園地）	—	—	24.5万円/10a	
		散水設備（普通畑）	—	—	15.5万円/10a	
		ほ場外からの接続管	—	—	5.0万円/10m	
		給水栓設置のみ	—	—	1.5万円/箇所	
6	土層改良	客土	—	—	21.0万円/10a	
		除礫	—	—	19.0万円/10a	
7	更新整備	用水路	—	—	10.0万円/10m	
		排水路	—	—	19.0万円/10m	
		農作業道	—	—	9.5万円/10m	
		畦畔	—	—	11.0万円/10m	
		畦畔（加算額）	幅広畦畔の場合	—	—	+4.5万円/100mを加算
			購入土が必要な場合	—	—	+2.5万円/100mを加算
			幅広畦畔+購入土が必要な場合	—	—	+4.0万円/100mを加算
			除草シートを設置する場合	—	—	+11.0万円/100mを加算
排水口	—	—	—	3.5万円/箇所		
8	畑作転換工	額縁排水工	—	—	0.5万円/1	

		酸度調整	—	—	00m
9	水田貯留機能向上	—	—	—	300.0万円 /年度

特記事項

- 1 補助額は、番号1～6にあつては受益面積のうち1a未満、又は施工延長のうち10m未満を一筆の農地ごとに切り捨てて算出する。
- 2 番号7にあつては、施工延長のうち10m未満を切り捨てて算出するものとする。
- 3 耕地復旧を行わない場合には、番号1及び2にあつては受益面積10a当たり2.5万円（施工延長100m当たり1.0万円）を減算。番号3にあつては、受益面積10a当たり1.5万円を減算。番号4にあつては、施工延長100m当たり1.0万円を減算。
- 4 番号3に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10m以上となる場合には、次の式により受益面積（A）を割り引いて補助額を算出するものとする。
補助額＝A×10/L×補助単価
- 5 番号9にあつては、水田貯留機能向上に関する調査・調整活動

附 則

この告示は、公布の日から施行する。